

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年3月まで

国民年金の加入手続は、昭和48年3月ごろ、父親が行った。当時のことを父親に聞いたところ、農協のクミカン（組合員勘定制度）を利用し、父親名義の口座から家族の国民年金保険料を一括払いしていて、領収書のたぐいのものは残っていないが、間違いなく納めたとのことであったため、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳は、昭和48年3月にA町（現在は、B市）で払い出されており、当該手帳の昭和50年度国民年金印紙検認台紙には、「46年1月から51年3月まで納付 A町」と記載されていることが確認できる上、申立人は、申立期間以降に未納期間はない。

また、申立期間当時、父親が家族の国民年金保険料を納税貯蓄組合で納付していたことが確認できるとともに、同居していた家族の申立期間における国民年金保険料も全員納付済みであることから、申立人の国民年金保険料を納付していたとする、父親の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 53 年 4 月までの期間及び 55 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月から 53 年 4 月まで  
② 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで

国民年金保険料を納付していたとする理由、状況等についてはっきり記憶していることがほとんど無いが、看護職として昭和 42 年 4 月から公立病院で働いていたほか、A 町役場でも職員として働き、体調を悪くしてからもパート等の立場で仕事をしていた。

当時は自分の体調に合わせて仕事をしており、国民年金の切替えや保険料納付をしていなかった時期もあった。ただ自分の納付記録について、こんなに未納があったとは考えられないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時の国民年金の加入手続や納付に関する時期など保険料納付に関する記憶が曖昧であり、昭和 50 年 5 月からの保険料納付をうかがわせる事情はなく、申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金被保険者資格取得日（53 年 5 月 26 日）及び国民年金被保険者資格喪失日（54 年 2 月 1 日）は、社会保険庁のオンライン記録及び A 町が保管する申立人の国民年金被保険者記録と一致しており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 53 年 6 月であり、申立期間①については任意加入期間となることから、制度上さかのぼって国民年金に加入することはできない期間である。

さらに、申立期間②についても、申立人の所持する年金手帳には昭和54年に国民年金被保険者資格喪失後、第3号被保険者となる61年4月1日までの期間に被保険者資格の再取得を確認できないことから、申立人が国民年金保険料を納付していたこととはうかがえないとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年11月から40年3月まで  
年金をもらう時に、保険料が納付されていない期間があると知った。  
私の国民年金はすべて父が手続しており、自分は全く関与しておらず、父から年金の話聞いたことがないため詳しいことはわからないが、昭和36年から納付されているのに、申立期間だけ納付されていないのはおかしいと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に全く関与していない。

また、申立人は、国民年金保険料を納付したとする父親から国民年金に関する話を聞いたことはないと供述しており、その父親も既に亡くなっているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間は申請免除期間であり、申立期間直前の昭和37年4月から同年10月の国民年金保険料が45年6月に追納されている記録は確認できるものの、同年7月に父親が亡くなっており、その後の期間についての保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない上、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の義母の当該期間に係る国民年金記録も申立人と同様に申請免除期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。